

徳島県告示第七百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十二月二十七日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

桑野土地改良区

二 退任役員

役 員 名	氏 名	住 所
理 事	吉 本 政 記	阿南市桑野町山路九五